

丹羽広域事務組合水道事業緊急情報エックス運用基準

令和7年7月30日

水道事業訓令第2号

(趣旨)

第1条 この基準は、応急給水活動等の緊急情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、丹羽広域事務組合水道事業緊急情報エックス（以下「緊急情報エックス」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エックス インターネット上で140文字以内の短い文章及び画像を、不特定の利用者に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント エックスを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ポスト エックスに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ 他のユーザーのポストした記事に返信することをいう。
- (5) リポスト 他のユーザーのポストした記事を引用してポストすることをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのポストした記事を受信するように登録することをいう。

(アカウントの管理)

第3条 緊急情報エックスのアカウントは管理課庶務係で管理し、アカウント管理責任者は管理課長をもって充てる。

2 ユーザー名は@niwakouikisuidoとする。

(情報の明示)

第4条 第三者が丹羽広域事務組合水道部（以下「水道部」という。）を装ってアカウントを作成し、記事をポストするのを防ぐために、水道部は、緊急情報エックスのユーザー名を水道部ホームページ上に掲載するものとする。

(記事のポスト)

第5条 ポストする記事は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急給水活動に関するもの
- (2) 応急復旧作業に関するもの
- (3) その他管理者が適当と認めるもの

2 記事のポストは、災害時においては災害対策本部長の書面又は口頭での了承を得たのち、総括班職員又は非常配備職員が行うものとする。ただし、緊急性が高くやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

3 災害時以外の情報発信においては決裁後、担当職員が記事のポストを行うものとする。

(リプライ、リポスト及びフォローの制限)

第6条 原則としてリプライ、リポスト及びフォローを行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等がポストした記事で、管理者が特に必要と認めるものは、この限りではない。

2 水道部はポストした記事の内容に対しての意見、問い合わせに個別返信はしないものとする。

(ホームページとのリンク)

第7条 ポストした記事に記載するリンクのリンク先は、原則として水道部が運営するホームページに限る。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、管理者が特に認めるものは、この限りではない。

(アカウントの停止又は削除)

第8条 記事のポストが困難になった場合、水道部ホームページ上にその理由を明示し、アカウントの停止又は削除をすることができる。

(ポストの非表示)

第9条 緊急情報エックスに対し、他のアカウントから次の各号に該当するポストが行われた場合には、予告なく当該ポストを非表示にすることができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など水道部または第三者の知的所有権を侵害するものの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するものの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの

- (12) 水道部のポストする内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) 水道部のポストする内容に関係ないもの
- (14) その他水道部が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
(免責)

第10条 水道部が運営するアカウントの免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 水道部は、ポストする記事の正確性については万全を期しているが、利用者がその情報を利用または信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害についていかなる場合でも、一切の責任を負わない。
- (2) 水道部は、緊急情報エックスに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。
- (3) 水道部は、利用者によりポストされたコメント等について、一切の責任を負わない。
- (4) 水道部は、前各号の他、緊急情報エックスの掲載情報に関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年7月30日から施行する。